

青森県報

第百二十号

令和二年
二月十四日
(金曜日)

目次

告 示

○特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……

公 告

○農地を利用する権利の設定の裁定申請……………(構造政策課) ……

出先機関

○青森県立美術館白灯油供給単価契約に係る一般競争入札……………(青森県立美術館) ……

告 示

青森県告示第九十三号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和二年二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)

区

域

区

分

公 告

告 告

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十一条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があったので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和二年二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番

地目

面積(平方メートル)

むつ市大畑町大畑道二七の三 株式会社 金城水産	大畑町区域 大畑町漁業協 同組合の地区	小型定置漁業で あつて、甲の地 区が行う漁業
むつ市大畑町釣屋浜一四の一 株式会社 金亀水産	うち甲の地区 むつ市大畑 町八幡坂、湯 坂下、孫次	底建網漁業で あつて、甲の地 区が行う漁業
むつ市大畑町釣屋浜二一の三 船木 みお子	郎間、大畑	
むつ市大畑町二枚橋二四 杉本 順一	釣屋浜、木野	
むつ市大畑町正津川平一の一 古村 光春	赤川、涌館、 高橋川、小目 名村、小目良	底建網漁業で あつて、乙の地 区が行う漁業
むつ市大畑町正津川八四 松本 順一	家ノ下、奈良 ノ木平、添木 及び袋石の区 域	
	うち乙の地区 除く甲の地区 を	

三戸郡南部町大字剣吉字前河原一の二	畑	九二七
-------------------	---	-----

- 二 申請に係る農地の利用の現況
耕作の事業に従事する者が不在である。
- 三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。
希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額(円)
令和二年四月	五年	一一一、五〇〇

- 五 意見書の提出
申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

- 1 提出期限
令和二年二月二十八日
- 2 提出先
青森県農林水産部構造政策課
- 3 記載事項
 - (一) 意見書の提出者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
 - (二) 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
 - (三) 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
 - (四) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
 - (五) 意見の趣旨及びその理由
 - (六) その他参考となるべき事項

出 先 機 関

青森県立美術館白灯油供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十

二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

令和二年二月十四日

青森県立美術館副館長 戸 沼 康 弘

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入

- 1 名称 白灯油
- 2 規格 日本産業規格 K二二〇三 一号
- 3 購入予定数量 三十五万五千二百リットル
- 4 納入期間 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで
- 5 納入場所 青森県立美術館(青森市大字安田字近野一八五)

二 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
- 2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号(物品等の競争入札参加資格)の一、平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号(物品等の競争入札参加資格)の一又は平成三十一年二月十二日青森県告示第六十八号の一の規定によりAの等級に格付された者であること。
- 3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領(平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。
- 4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がない者であること。
- 5 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和五十年法律第九十六号)に基づく石油販売業の届出をしていることを証明した者であること。
- 6 購入物品について十分な供給体制が整備されていることを証明した者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び方法等

- 1 入札への参加を希望する者は、あらかじめ、二に定める資格を有することにつ

いて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る資料を添えて、令和二年三月六日までに青森県立美術館副館長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により通知する。

3 提出場所

青森市大字安田字近野一八五

青森県立美術館 経営管理課

電話 〇一七―七八三―五二四〇

4 提出部数 一部

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市大字安田字近野一八五

青森県立美術館 経営管理課

電話 〇一七―七八三―五二四〇

2 入札書の提出期限

令和二年三月二十七日 午前十一時

3 開札の場所及び日時

青森市大字安田字近野一八五

青森県立美術館二階 大会議室

令和二年三月二十七日 午前十一時

五 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は、徴しない。

六 落札者の決定方法

買入れる物品を確実に納入できると契約担当者が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす

七 契約書の取り交わしの時期

令和二年四月一日

八 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

入札金額は、一リットル当たりの単価を記入すること。

なお、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、少数点第三位未満を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札手続の停止等

令和二年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札について停止等の措置を行うことがある。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased :

White kerosene (JIS K2203 No.1) 355,200 liter

2 Delivery period:

From April 1, 2020 through March 31, 2021

3 Time limit for tender:

11:00 a.m. March 27, 2020

4 Contact point for the notice:

AOMORI MUSEUM OF ART

185 Chikano Yasuta, Aomori city, Aomori 038 - 0021

JAPAN

TEL 017 - 783 - 5240

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円七十三銭